

重度障害者(児)日常生活用具給付のご案内 [令和7年度版]

～ 身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)の方 向け ～

名古屋市では、重度障害者(児)の方の日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具を給付する制度を実施しています。

■ 対象となる方

○ 身体障害者(児) ○ 知的障害者(児) ○ 精神障害者(児)

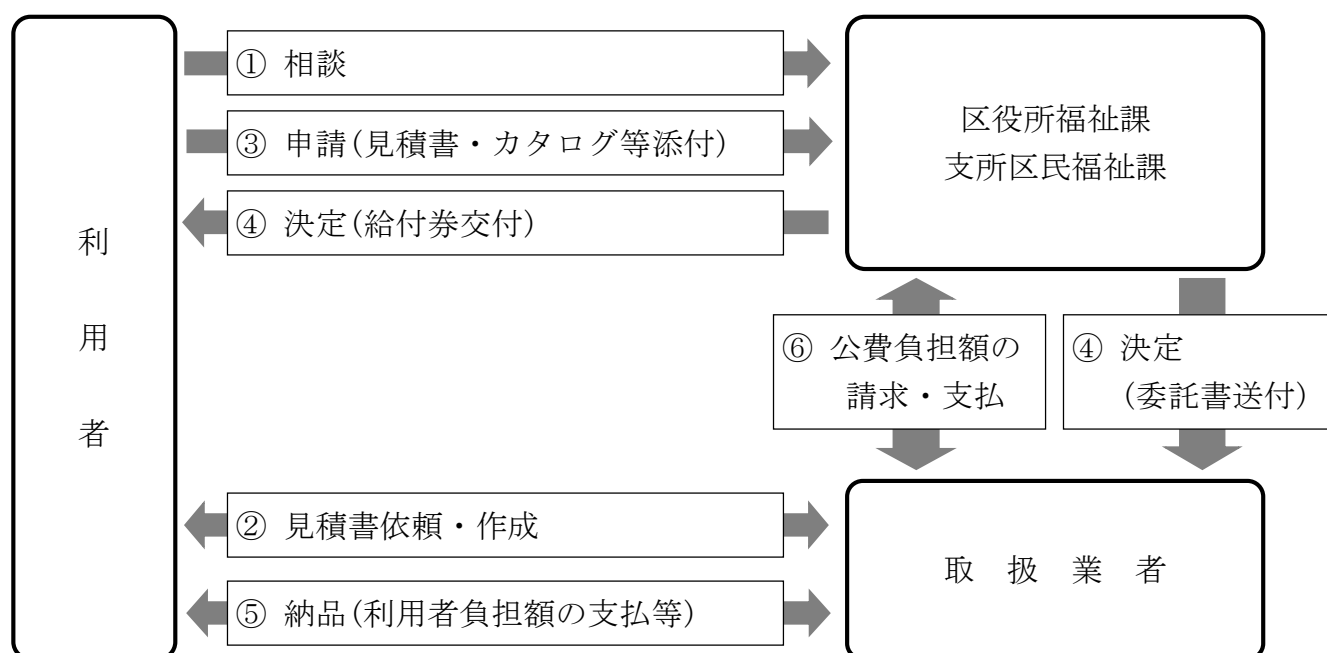
※ 利用希望者ご本人の市町村民税所得割額が46万円未満の方（対象者が障害児の場合は除く。）

■ ご利用の相談・申請の窓口

お住まいの区の区役所福祉課、支所区民福祉課

■ 相談から給付までの流れ

※購入前の相談・申請が必要です。



■ 利用者負担

販売価格が給付限度額以内	販売価格の1割
販売価格が給付限度額以上	給付限度額の1割 + 給付限度額を超えた額

※ 給付限度額：各用具において、費用が補助される額の上限です。給付限度額を超えた額は、全額自己負担です。

※ ひと月に給付された用具において、自己負担額の上限(負担上限月額)が設定されています。負担上限月額は、給付限度額を超えた額には適用されません。

区 分	負担上限月額
生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けている方	0円
市民税非課税の方	
市民税課税の方	37,200円

■ 用具の種目・対象者等

※ 最後のページにある備考もご確認ください。

★の種目は、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に該当する第2号被保険者の方は対象になりません。

【1. 介護・訓練支援用具】

給付種目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
特殊マット★	22,400円	5年	原則3歳以上で、①～⑤のいずれかに該当する方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に 該当する第2号被保険者を除く ① 知的障害 重度以上の在宅の方 ② 18歳未満の下肢機能障害2級以上の在宅の方 ③ 18歳未満の体幹機能障害2級以上の在宅の方 ④ 18歳以上の下肢機能障害1級で、常時介護を 必要とする在宅の方 ⑤ 18歳以上の体幹機能障害1級で、常時介護を 必要とする在宅の方
	じょくそう防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マットにビニール等を加工したもの		
体位変換器★	16,200円	5年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する 方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に 該当する第2号被保険者を除く ① 下肢機能障害2級以上で、下着交換等にあたり 介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあたり 介助を必要とする在宅の方
	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの		
移動用リフト★	225,300円	4年	原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に 該当する第2号被保険者を除く ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	介護者が障害児・者を移動させるのに容易に使用できるもの（住宅改造を伴うものを除く）		
入浴担架	392,700円	5年	原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上で、入浴にあたり介助を 必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上で、入浴にあたり介助を 必要とする在宅の方
	障害児・者を担架等に乗せたままリフト装置により入浴させるもの（住宅改造を伴うものを除く）		
特殊尿器★	89,000円	5年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する 方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に 該当する第2号被保険者を除く ① 下肢機能障害1級で、常時介護を必要とする 在宅の方 ② 体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする 在宅の方
	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用できるもの		

【2. 自立生活支援用具】

給付種目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
聴覚障害者用 屋内信号装置	113,700円 ・聴覚障害者用 屋内信号装置 ・聴覚障害者用 屋内信号灯 ・聴覚障害者用目覚時計 ・サウンドマスター ※いずれか一つのみ	10年	18歳以上で、聴覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯
	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（住宅改造を伴うものを除く）		
火災警報器	15,500円/個 ※ 2階建以上の戸建住宅は3個まで 共同住宅は2個まで	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な ①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ① 身体障害2級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害1級
	室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの（住宅改造を伴うものを除く）		
自動消火器	33,000円	5年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な ①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ① 身体障害2級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害1級
	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの		
電磁調理器	18,000円	6年	18歳以上で、①～④のいずれかに該当する方 ① 視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ② 上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ③ 知的障害 重度以上の方 ④ 精神障害1級で、障害のために火の管理や始末が困難な方
	障害者が容易に使用できるもの（住宅改造を伴うものを除く）		
視覚障害者用はかり	25,000円	5年	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	音声で重さを知らせることができるもので、障害児・者が容易に使用できるもの		
歩行時間延長信号機用 小型送信機	12,000円	10年	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上の方
	視覚障害児・者が容易に使用できるもの		

【2. 自立生活支援用具(続き)】

◆ 浴槽、湯沸器、風呂釜については、名古屋市障害者住宅改造補助金を併給する場合は給付の対象となる。

■ 入浴補助用具と移動・移乗支援用具の「手すり」については、名古屋市障害者住宅改造補助金を併給する場合は給付の対象となる。

給付種目	給付限度額	耐用年数	対象者
	性能		
浴槽	73,600円	8年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	障害児・者が容易に使用できる浴槽又はこれに準ずるもので、実用水量150リットル以上のもの（住宅改造を伴うものを除く◆） ※ 簡易浴槽との併給不可		
簡易浴槽★	72,300円	3年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に該当する第2号被保険者を除く ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	室内で使用するビニール製のもので、障害児・者が容易に使用できるもの ※ 浴槽との併給不可		
湯沸器	316,900円	8年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	浴槽の性能等に応じたもので、安全性に配慮されたもの（住宅改造を伴うものを除く◆） ※ 風呂釜との併給不可		
風呂釜	107,300円	5年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	浴槽の性能等に応じたもので、安全性に配慮されたもの（住宅改造を伴うものを除く◆） ※ 湯沸器との併給不可		
入浴補助用具★	99,900円 ※ 限度額内で複数個給付可(予備品は除く)	5年	原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に該当する第2号被保険者を除く ① 下肢機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方
	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用できるもの（住宅改造を伴うものを除く■）		
移動・移乗支援用具★	67,800円 ※ 限度額内で複数個給付可(予備品は除く)	8年	原則3歳以上で、①～③のいずれかに該当する方 ただし、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に該当する第2号被保険者を除く ① 平衡機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ② 下肢機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ③ 体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方
	次のような性能を有する手すり、スロープ等（住宅改造を伴うものを除く■） ① 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具		

【2. 自立生活支援用具(続き)】

◆便器、特殊便器については、名古屋市障害者住宅改造補助金を併給する場合は給付の対象となる。

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
便器★	手すり有 15,180円	8 年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ただし、ポータブル便器、据置式便器、補高便座、トイレリフトは、介護保険の第1号被保険者、特定疾病に該当する第2号被保険者を除く ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	手すり無 5,670円		
	障害児・者が容易に使用できるもの（住宅改造を伴うものを除く◆ また、手すりをつけることができる）		
特殊便器	便器一体型 243,000円	8 年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 知的障害 重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な在宅の方
	便座型 123,200円		
	① 足踏ペダル等で温水温風を出せるもの ② 知的障害児・者を介護している方が容易に使用できるもので温水温風を出せるもの (①、②とも住宅改造を伴うものを除く◆)		
T字状・棒状の杖	5,300円	3 年	原則3歳以上で、①～④のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、歩行が不安定な方 ② 下肢機能障害で、歩行が不安定な方 ③ 体幹機能障害で、歩行が不安定な方 ④ 内部障害で、歩行が不安定な方
	手に持って歩行の助けをする細長い棒で、片側の使用のみで十分なもの		
頭部保護帽	36,750円	3 年	①～⑥のいずれかに該当する方 ※⑤⑥は医師が必要と認めた方が対象（医師の意見書の提出が必要）です。 ① 平衡機能障害で、転倒の危険がある方 ② 下肢機能障害で、転倒の危険がある方 ③ 体幹機能障害で、転倒の危険がある方 ④ 両上肢機能障害で、転倒の危険がある方 ⑤ 知的障害 重度以上の方 ⑥ 精神障害1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方
	転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの（原則、耳を覆うもの）		

【3. 在宅療養等支援用具】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
聴覚障害者用体温計	5,000円	5 年	原則学齢児以上で、聴覚障害 2 級以上の方が属する世帯
	聴覚障害児・者が容易に使用できるもの		

【3. 在宅療養等支援用具(続き)】

給付種目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
ネブライザー	38,500円	5年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害3級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者（同程度とは身体障害者手帳の単独障害3級以上） ※ 同程度であるかの確認のため、申立書、医師の意見書の提出が必要 但し、下肢機能障害及び体幹機能障害の方は医師の意見書を要しない場合があります。
	障害児・者が容易に使用できるもの		
電気式たん吸引器	64,900円	5年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害3級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者（同程度とは身体障害者手帳の単独障害3級以上） ※ 同程度であるかの確認のため、申立書、医師の意見書の提出が必要 但し、下肢機能障害及び体幹機能障害の方は医師の意見書を要しない場合があります。
	障害児・者が容易に使用できるもの		
パルス オキシメーター	42,000円	5年	①～⑥のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ② 心臓機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ③ ①又は②と同程度の障害で、在宅酸素療法を行っている方 ※ 同程度であるかの確認のため、医師の意見書の提出が必要 ※ ①～③の方は、在宅酸素療法を証明する書類の提出が必要 ④ 呼吸器機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑤ 心臓機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑥ ④又は⑤と同程度の障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ※ 同程度であるかの確認のため、医師の意見書の提出が必要 ※ ④～⑥の方は、人工呼吸器の常時使用を証明する書類の提出が必要
	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用できるもの		
透析液加温器	51,500円	5年	原則3歳以上で、腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方
	透析液を加温し、一定温度に保つもの		
酸素ボンベ運搬車	26,000円	10年	18歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方 ※ 在宅酸素療法を証明する書類の提出が必要
	障害者が容易に使用できるもの		

【3. 在宅療養等支援用具(続き)】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
視覚障害者用音声 体温計	9, 000円	5 年	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方が属する世帯
	視覚障害児・者が容易に使用できるもの		
視覚障害者用体重計	16, 000円	5 年	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障害児・者が容易に使用できるもの		
視覚障害者用血圧計	12, 100円	5 年	18歳以上で、視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障害者が容易に使用できるもの		

【4. 情報・意思疎通支援用具】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
携帯用会話補助装置	108,700円	5 年	原則学齢児以上で、①～③のいずれかに該当する方 ① 音声・言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する方 ② 肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する方 ③ 聴覚障害 2 級以上の方
	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用できるもの（ソフトウェアをインストールすることにより同様の機能を生じさせる携帯型の機器、ソフトウェア、周辺機器を含む）		
パーソナル コンピュータ	111,000円	6 年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害 2 級以上の方で、文字を書くことが困難な方 ② 言語機能障害かつ上肢機能障害による身体障害 2 級以上の方で、文字を書くことが困難な方
	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害児・者が容易に使用できるもの（プロテクタ、プリンタ等を付帯することができる）		
視覚障害者用 基本ソフト	40,000円	3 年	原則学齢児以上で、視覚障害の方 ※ 情報通信・支援用具で給付済のソフトウェアの耐用年数内における併給不可
	※ 限度額内で複数個給付可（予備品は除く） 情報機器（パーソナルコンピュータ等）を使用するにあたり、視覚障害者向けに開発されたソフトウェアで、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		

【 4. 情報・意思疎通支援用具(続き)】

給付種目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
情報通信・支援用具	102,000円	5 年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 視覚障害の方 ② 上肢機能障害２級以上の方 ※ 視覚障害者用基本ソフトで給付済のソフトウェアの耐用年数内における併給不可
	※ 限度額内で複数個給付可（予備品は除く） 情報機器（パーソナルコンピュータ等）を使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やソフトウェアで、障害児・者が容易に使用できるもの		
視覚障害者用 ポータブルレコーダー （録音再生機）	99,800円	6 年	原則学齢児以上で、視覚障害の方 ※ 視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）との併給不可。（デジタルCDの再生機能を持たない録音再生機の給付を希望する場合は除く。）
	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なものであって、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		
視覚障害者用 ポータブルレコーダー （再生専用機）	60,000円	6 年	原則学齢児以上で、視覚障害の方 ※ 視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）との併給不可（デジタルCDの再生機能を持たない録音再生機の給付を受けている場合は除く。）
	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能なものであって、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	99,800円	6 年	原則学齢児以上で、視覚障害の方
	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		
視覚障害者用 拡大読書器	269,000円	8 年	原則学齢児以上で、視覚障害の方
	装置を印刷物等の上に置くことで、モニターへの拡大や音声等により印刷物等の内容が理解でき、視覚障害児・者が容易に使用できるもの（ソフトウェアをインストールすることにより同様の機能を生じさせる携帯型の機器、ソフトウェアを含む） ※ 限度額内で据置型、携帯型、電子ルーパー１台ずつの給付可		
視覚障害者用音声 ＩＣタグレコーダー	59,800円	6 年	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方
	取り付けたＩＣタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能なもの等であって、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		

【４． 情報・意思疎通支援用具(続き)】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
暗所視支援眼鏡	395,000円	8 年	原則学齢児以上の、視覚障害の方で、夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方
	装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出す機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		※装着についての有用性が認められるかどうかの確認のため、医師の意見書の提出が必要
視覚障害者用時計	触読式 14,400円	5 年	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方
	音声式 18,900円		
	視覚障害者が容易に使用できるもの		
標準型点字器	11,000円	7 年	視覚障害の方
	点字で文字を打つためのもの (点筆を含む) ※ 携帯用点字器との併給可		
携帯用点字器	9,000円	5 年	視覚障害の方
	点字で文字を打つためのもの (点筆を含む) ※ 標準型点字器との併給可		
点字ディスプレイ	406,500円	6 年	原則学齢児以上で、視覚障害の方
	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの		
点字タイプライター	190,000円	5 年	原則学齢児以上で、視覚障害の 2 級以上の方
	視覚障害児・者が容易に使用できるもの		
地デジが聞けるラジオ	25,000円	5 年	原則学齢児以上で、視覚障害の 2 級以上の方
	地上デジタル放送の音声を受信できるもので、視覚障害児・者が容易に使用できるもの		

【４．情報・意思疎通支援用具(続き)】

給付種目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
聴覚障害者用 通信装置	フラッシュベル無 30,000円 フラッシュベル有 55,000円	5 年	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 聴覚障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ② 発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの		
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900円	6 年	聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用できるもの		
人工喉頭(笛式)	8,100円	4 年	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方 ※ 人工喉頭(電動式)との併給不可
	音源は気管孔から呼気によりゴム膜などを振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き、構音化するもの		
人工喉頭(電動式)	70,100円	5 年	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方 ※ 人工喉頭(笛式)との併給不可
	発振器を顎下部や頸部の皮膚にあて、音源を経皮的に口腔内に導き構音化するもの		
人工鼻	5,000円/ 1 か月 ※ 申請 1 回で最大 1 2 か月分まで給付可		音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工喉頭を使用する方
	人工鼻本体に付属するもの ※ 付属品のみ給付可		
人工内耳体外機交換 用電池(使い捨て)	2,500円/ 1 か月 ※ 申請 1 回で最大 1 2 か月分まで給付可		聴覚障害で、人工内耳を装用している方 ※ 人工内耳体外機交換用充電電池・充電器との併給不可
	人工内耳用の電池として、対象者が容易に使用できるもの		
人工内耳体外機交換 用充電電池	17,600円	1 年	聴覚障害で、人工内耳を装用している方 ※ 人工内耳体外機交換用電池(使い捨て)との併給不可
	人工内耳用の充電電池として、対象者が容易に使用できるもの		

【４．情報・意思疎通支援用具(続き)】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
人工内耳体外機交換用充電器	28,600円	3 年	聴覚障害で、人工内耳を装用している方
	人工内耳用の充電電池に適合する充電器で、対象者が容易に使用し得るもの		※ 人工内耳体外機交換用電池（使い捨て）との併給不可

【５．排泄管理支援用具】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
収尿器	8,500円	1 年	排尿の調節が自由にできない、排尿障害のある方（手帳表記がなくても診断書等で確認できれば可）
	体に固定して尿をためておくためのもの ※ ストーマ用装具、紙おむつ等との併給不可		

給付種目	給付限度額	対 象 者
	性 能	
ストーマ用装具（消化器系）	27,600円/2か月 ※ 申請1回で最大12か月分まで給付可	直腸機能障害で、消化器系ストーマを造設している方
	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので、付属品を含めることができる ※ 給付限度額は、付属品を含め消化器系ストーマ造設1か所あたりの額とする ※ 付属品は、ストーマ用装具（消化器系）に関係するものであれば給付可 ※ 紙おむつ等との併給不可	
ストーマ用装具（尿路系）	27,600円/2か月 ※ 申請1回で最大12か月分まで給付可	①、②のいずれかに該当する方 ① ぼうこう機能障害で、尿路系ストーマを造設している方 ② ぼうこう機能障害で、カテーテルを体内に常時留置することによって、尿路変更を行っている方
	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので、付属品を含めることができる ※ 給付限度額は、付属品を含め尿路系ストーマ造設1か所あたりの額とする ※ 付属品は、ストーマ用装具（尿路系）に関係するものであれば給付可 ※ 紙おむつ等、収尿器との併給不可	

【 5. 排泄管理支援用具(続き)】

給 付 種 目	給付限度額	耐用年数	対 象 者
	性 能		
紙おむつ等	排尿障害 排便障害 29,400円/ 2 か月 排便・排尿障害 50,900円/ 2 か月 ※ 申請 1 回で最大 1 2 か月分まで給付可		①～⑥のいずれかに該当する方 【ぼうこう機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある方 【直腸機能障害の方】 ③ 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ④ 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ⑤ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 ⑥ 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が 6 歳未満であり、申請時の年齢が 3 歳以上の方で医師が必要と認めた方 ※ 医師の意見書の提出が必要
	便、尿を処理するためのもので、紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼのいずれか ※ ストーマ用装具、洗腸装具との併給不可 ※ 給付枚数は 1 日 10 枚を上限とする		
洗腸装具	26,000円	6 か月	①～⑤のいずれかに該当する方 【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 消化器系ストーマを造設し、洗腸排便法を行っている方 ③ 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ④ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 ⑤ 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が 6 歳未満であり、申請時の年齢が 3 歳以上の方で医師が必要と認めた方 ※医師の意見書の提出が必要
	洗腸排便法等により洗腸を行う際に使用するもの ※ 紙おむつ等との併給不可		

< 備 考 >

- 学齢児以上とは、小学校に就学している児童の年齢以上を表します。
- 脳原性運動機能障害の場合、上肢機能障害は表中の上肢機能障害、移動機能障害は表中の下肢機能障害又は体幹機能障害に準じて取り扱います。
- 給付限度額は、消費税込みの額です。
- 1度給付された用具は、給付限度額以下であっても、耐用年数が経過するまで原則再給付できません。
- 他市町村で給付された用具の耐用年数は継続します。
- 給付は、表中に特別の記載があるものを除き、給付種目1種目につき原則1個(付属品を含む)です。